

職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応基準

事態・ケース等	対象者・施設	対応基準	担当課
ケース 1 新型コロナウイルスに感染したことが判明 (保健所又は指定医療機関等の 検査により、陽性と判断された場合)	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・「病気休暇」とし、保健所等に指定された医療機関において治療 	職員課
	同一課に勤務 の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等から濃厚接触者として通知された場合→ケース 2 参照 ・保健所等から通知がない場合→通常勤務 	職員課
	勤務場所 共用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務場所、トイレ等の共有スペースをアルコール等により消毒 	所属課 健康推進課
	広報 (報道対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道発表 (プレスリリース) ・記者会見 	秘書広報室
ケース 2 濃厚接触者に指定 (同僚職員や家族等が感染し、保健所等 から濃厚接触者として通知された場合)	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別休暇 (事故休暇)」を取得し、保健所等の指示を受ける。 ・保健所等の指示により検査を受け、その結果が「陰性」の場合→保健所等の指示により行動 (通常、約 2 週間の健康観察下となる) ・検査結果が「陽性」の場合→ケース 1 参照 	職員課 健康推進課
ケース 1・ケース 2 共通	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課で感染者等が発生した場合、所管業務が滞らないよう、部内での応援等で業務を継続 ・部内での業務継続が困難な場合は、他部署に応援を要請 	全課 ※応援の調整は職員課
ケース 3 発熱、呼吸器症状等を有し 感染の疑いがある場合	職員本人	<ul style="list-style-type: none"> ・「有給休暇」を取得 (外出を制限) ・かかりつけ医等に電話で相談 ・風邪の症状や 37.5℃ 以上の熱が 4 日以上続く場合や、強いだるさ・息苦しさがある場合は「帰国者・接触者電話相談センター」等に電話で相談 ・相談結果に基づき行動 ・診断の結果に基づき「病気休暇」を取得 (遡り可) 	職員課 健康推進課

- ・感染した職員は、感染の事実や治療予定及び行動歴等について、適宜所属長に電話等で報告
- ・濃厚接触者となった職員は、保健所からの指示事項及び経過等について、適宜所属長に電話等で報告
 (濃厚接触者とは、患者 (確定例) と同一住所に居住する世帯内接触者、必要な感染予防策なしで、その他として、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離 (目安として 2 メートル) で、必要な感染予防策なしで、患者 (確定例) と接触があった者。)